

日野町行政改革大綱



町の花 ほんしゃくなぎ

平成18年3月
滋賀県日野町

～ 目 次 ～

はじめに	・・・・・・・・・・	1
基本方針　　推進期間　　推進体制	・・・・・・・・・・	2
具体的な方策	・・・・・・・・・・	3
1．事務事業の見直し	・・・・・・・・・・	3
(1) 事務事業の評価・改善		
(2) 負担金・補助金の見直し		
(3) 特別会計の健全運営		
2．組織・機構の見直しと公共施設の管理運営	・・・・・・・・・・	3
(1) 組織の効率的運営		
(2) 幼稚園・保育所の効率的な運営		
(3) 地域に根ざした公民館運営		
(4) 学校施設の有効活用		
(5) 民間委託等の推進		
3．定員管理と給与の適正化の推進	・・・・・・・・・・	4
(1) 定員管理の見直し		
(2) 給与の見直し		
(3) 総人件費の抑制		
4．人材の育成・確保の推進	・・・・・・・・・・	4
5．行政の情報化・行政サービスの向上	・・・・・・・・・・	5
6．公正の確保と透明性の向上	・・・・・・・・・・	5
(1) 情報の提供と共有化		
(2) 入札制度の見直し		
7．歳入の確保	・・・・・・・・・・	5
(1) 町税等収納率の向上		
(2) 遊休財産の売却と利活用		
(3) 優良企業の誘致と町内産業の育成		
(4) 受益と負担のあり方		

はじめに

本町においては、昭和 60 年 10 月、平成 8 年 7 月、平成 11 年 3 月にそれぞれ策定した「日野町行政改革大綱」および平成 16 年 3 月に期間延長した大綱に基づき、事務事業の見直し、組織機構の簡素化、行政の情報化など「簡素で効率的な行政システム」をめざし行政改革に取り組んできました。

「21 世紀は地方の時代」といわれ、地方自治を一層前進させることが求められています。住民の暮らしにかかわることは、より住民に身近な地方公共団体で対応していくことになりましたが、平成 16 年度からの国の「三位一体の改革」の影響を受け、地方財政を取り巻く情勢は大きく変化し、大変厳しい状況にあります。

これらの情勢を踏まえ、本町では平成 17 年 12 月に「自律のまちづくり計画」を策定し、第 4 次日野町総合計画のもと激変する社会経済情勢の中で自律の理念をもって地方分権の時代に対応し、持続発展可能な町をめざして取り組みを進めているところです。この計画では、町の特性を活かし、徹底した行政改革に取り組み、効率的でコンパクトなまちづくりを進めていくこととしています。

このたびの「日野町行政改革懇談会」答申では、行政改革に取り組む視点として、町にある資源の有効活用と住民の暮らしをサポートすることを基本に、「住民参加と民主主義の前進 地域力の強化 経費の圧縮と効果の向上」の三原則をあげられています。また、社会（公共）については、従来から住民、地域、行政等が関わり築いてきたことから、その中で行政が果たしてきた役割（公共）が変わっていても、地域共同の力の発展により総合的に維持され、持続発展可能なまちづくりに結びつくことになるとの考え方を示され、地域共同の取り組みを進めることの大切さを述べられています。この結果として、「自分たちの税金を自分たちで使い地域に役立てる喜び、すなわち民主主義を実感することになり、税金は自分たちのために払うものであり公的資金の特性を活かす必要性を実感することになるものと確信します」とされ、住民の視点での行政運営の継続を強調されています。こうした提言を尊重し、新たに「日野町行政改革大綱」を策定するものです。

基本方針

本町における行政改革は、「日野町行政改革懇談会」の答申を基本として、これまでの行政改革の取り組みの経過や国の「地方公共団体における行政改革推進の新たな指針」を踏まえ、時代の変化に対応した行政システムを再構築し、財政の健全化を図るとともに住民の視点に立った行政運営を推進していかうとするものです。

このため、情報の公開と共有、住民の参画と協働による自律のまちづくりの推進および簡素で効率的な行政システムの推進を図り、持続発展可能な町をめざして取り組みます。

さらに、具体的な改善・改革目標については、あわせて策定する「日野町行政改革実施計画（集中改革プラン）」において可能な限り数値化し、住民によりわかりやすい形で行政改革を進めていきます。

また、「行政改革大綱」および「実施計画（集中改革プラン）」については、内容を公表し、行政運営の説明責任を向上させることにより、住民と行政が共通認識をもって、協働して取り組みを進めていくこととします。

推進期間

この大綱の推進期間は、平成 17 年度から平成 21 年度の 5 ヶ年間とします。

推進体制

町長を本部長とする「日野町行政改革推進本部」を引き続き設置し、各部門の連携と職員の意識改革に努め、行政改革を推進する。

日 野 町 行 政 改 革 推 進 本 部	
本部長	町長
副本部長	助役
本部長	収入役・教育長・総務政策主監・厚生主監 産業建設主監・教育次長・議会事務局長

日野町行政改革推進本部設置要綱による

具体的な方策

次のとおり方策を定め、行政改革を推進する。

1. 事務事業の見直し

急激に変化する社会経済情勢のなかで、全ての事務事業について必要性・重要性、効果・効率の視点から見直しを行うとともに、時代に即応した施策を選択し、明確な目標を定めて事務事業の改善を図る。

(1) 事務事業の評価・改善

厳しい財政状況を踏まえ、時代に即応し、効果的・効率的に事務事業を進めるとともに、個々の事務事業のあり方を定期的に評価する仕組みを検討し、評価結果を施策に反映させる。また、総合計画に基づく公共事業の進捗調整を行う。

(2) 負担金・補助金の見直し

負担金・補助金については、住民と行政との役割分担を明らかにするとともに、その目的・必要性・費用対効果・受益者負担等の観点から徹底的に見直す。また、各団体においては、自立性を高めるなかで目的が達成できるよう意識の醸成を図る。

(3) 特別会計の健全運営

特別会計は、料金等の受益者負担や法定の負担金・補助金・繰入金などによって運営することが原則である。また、一般会計の健全な財政運営のためには特別会計への繰出金を最小限にとどめる必要がある。このため、各特別会計の費用抑制のための施策や収支の適正化に努めることとし、医療・介護費用抑制のための予防対策の強化、下水道の供用に伴う接続率の向上、水道料金の見直しなどを行い、健全運営を図る。

2. 組織・機構の見直しと公共施設の管理運営

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに即応した施策を展開するためには、常に組織・機構の見直しを行い、住民の暮らしをサポートするとともに、住民の参画と協働による自律のまちづくりの視点から行政の果たすべき役割を見直し、簡素で効率的な組織への転換を図る。

また、公共施設についても効率的で住民ニーズにあった管理運営を行うとともに、効果・効率を十分検討のうえ、民間委託等の推進に努める。

(1) 組織の効率的運営

地方分権時代に対応し、多様化する住民ニーズに応えるためには課題を迅速かつ的確に処理することが重要である。このため、柔軟性と機動力をもって行動でき、最小の人員で最大の効果を発揮できる組織・機構となるよう見直しを行う。

また、役割を終えた施設などの廃止についても検討を行う。

(2) 幼稚園・保育所の効率的な運営

少子化や保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園と保育所のあり方を見直すとともに、幼稚園の統廃合を検討し、子どもの実態に応じた施設の効率的な運営を検討する。

(3) 地域に根ざした公民館運営

公民館を拠点とした地域のまちづくりや様々な課題解決に取り組むため、公民館活動の充実を図るとともに、地域の人材活用を進めるなど、地域に根ざした公民館運営ができる体制等を検討する。

(4) 学校施設の有効活用

学校施設の有効利用については、少子化と地域の実態に即して、学校給食の既存施設を活用したミニセンター方式等による効率化や小学校の統廃合など様々な角度から検討する。

(5) 民間委託等の推進

多様化する住民ニーズに対応できる行政サービスを提供するために、行政の役割や責任を明確にした上で、事務事業や公共施設の管理等について効果・効率を十分検討し、民間委託等を推進する。また、指定管理者制度の活用についても引き続き検討する。

3. 定員管理と給与の適正化の推進

定員管理については、社会経済情勢の変化を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容・手法を見直し適正化に努める。また、職員給与（給料・手当）や委員報酬等の見直しを図り、総人件費の抑制に努める。

(1) 定員管理の見直し

事務事業・組織を見直すとともに職員の適正配置を行う。また、組織の継続性を踏まえた計画的な職員採用に努める中で、職員数については10%を目標として削減に努める。

(2) 給与の見直し

職員の給与は、住民の理解が得られるよう国の人事院勧告制度を基本とするとともに各種手当の見直しを行う。

(3) 総人件費の抑制

定員管理・給与・委員報酬等の見直しを行い、10%の削減を目標として、総人件費の抑制に努める。

4. 人材の育成・確保の推進

住民ニーズや社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応できる組織運営を図るために、高い能力と幅広い視点やコスト感覚を備えた住民に信頼される人材の育成と確保を図る。また、国の人事制度に関する指針を参考に、職員の資質向上のための検討を行う。

5．行政の情報化・行政サービスの向上

電子自治体の推進など効果的な行政運営に努めるとともに、IT（情報技術）活用による情報の公開と共有を図り、住民参画と協働を進める。また、公正で透明性の高い行政運営を図るために、多様な住民ニーズや環境の変化に対応できる行政サービスを検討する。

6．公正の確保と透明性の向上

公正の確保と透明性の向上のために、住民に対してわかりやすい情報の提供に努め、住民に開かれた行政を推進する。

(1) 情報の公開と共有化

主要な施策についてはホームページに掲載するなど積極的な情報公開に努め、住民との情報の共有化を図るとともに、住民の意見を反映するための仕組みを検討する。

(2) 入札制度の見直し

予定価格や最低制限価格の公表のあり方等について検討を行い、更なる透明性の向上を図る。

7．歳入の確保

厳しい財政状況の下で、持続発展可能なまちづくりを進めるためには、歳出削減の取り組みとともに歳入の拡大・確保を図る必要があり、このため様々な角度から検討し具体的な取り組みを行う。

(1) 町税等収納率の向上

町税等の収納率向上のために、徴収体制を強化するとともに納付しやすい方法を検討するなど多様な方策を講じ、財源の確保を図る。

(2) 遊休財産の売却と利活用

町有財産の有効活用を図り、遊休財産の売却を積極的に推進する。

(3) 優良企業の誘致と町内産業の育成

優良企業の誘致を進めるとともに、地場産業の活性化と地域内経済の循環、連携等により、地域の特性を活かした町内産業の育成を図り、地域力を高める取り組みを進める。

(4) 受益と負担のあり方

各種の受益と負担のあり方について検討する。